

“あなたも参加してみませんか”

第 50 回近畿国賀会総会町内参加者を募集します

関西在住の本町出身者が集う、「近畿国賀会総会」が下記の日程で開催されます。今回は第 50 回の記念すべき大会でもあり、本町では多数の参加者で同会を盛り上げたく、町民の皆さまにご案内いたします。詳しくは、総務課までお問い合わせ下さい。

1. 旅行日程

6月6日(土) 別府発 10:20 ~ 大阪着 19:00 到着後 自由行動
 6月7日(日) 近畿国賀会総会 12:00 ~
 懇親会 13:00 ~ 16:00 ※国賀会終了後自由行動
 6月8日(月) 大阪発 9:00 ~ 別府着 17:15

2. 近畿国賀会会場

KKRホテル大阪(大阪市中央区馬場町2-24) 06-6941-1122
 (最寄駅は、JR森ノ宮駅、地下鉄森ノ宮駅、地下鉄谷町四丁目駅)

3. 参加費用

町は、二等フェリー代(往復)、バス費用(貸切)、総会会費、弁当(6日昼食)を負担いたします。
 宿泊費や大阪市内交通費等は参加者でご負担願います。

4. 募集人員

20名程度(申込者多数の場合は抽選となります)

6. お申込、お問い合わせ先

役場総務課 6-0101

5. 申込締め切り

3月30日(月)

7. その他

原則、町の行程に沿って行動いただきます。
 宿泊先は参加者各自で手配いただきます。

レインボージェット乗船時のお願い

シートベルトの着用について

隠岐航路における鯨類目撃情報は年々増加しています。
 高速航行「時速74km」中、障害物との接触を避けるため、止むを得ず急旋回や緊急着水を行う場合があります。
 国内の航路では衝突による人身事故も発生しており「座席シートベルト」の着用は、法律で義務付けられています。乗船の皆様の安全確保の為に必ず着用されますようお願い致します。

船内持ち込み手回り品

「レインボージェット」は船内スペース、全体重量に制限があります。持ち込める手回り品はお1人2個迄、重量は1個10kg迄、大きさの目安は3辺の和が1m以内(みかん箱程度)となります。これより大型の荷物や重量物は持ち込みできませんのでご了承下さい。

車椅子利用の方へ

車イスご利用の方は予約の際にお申し出下さい。ただし安全確保の為、座席に移りシートベルトをして頂きます。

急患席はありません。フェリーをご利用下さい。

予約・変更・キャンセルは必ずご連絡下さい。

受付時間8時30分〜夕方5時迄(本社は夕方6時迄)
 ＊インターネット予約出来ます。

出港20分前までに乗船手続きをお済ませ下さい。

その他お知らせ

船内は全席禁煙、売店、自動販売機はございません。
 ご理解とご協力をお願いします。

◆お問い合わせ先

隠岐汽船株式会社 電話 08512・2・1122

住所が変わるときは住民票の異動届等の手続きをお願いします

毎年3月と4月は、転出と転入の手続きが多い時期となります。住所変更を行う場合は届出をしてくださいますようお願いいたします。

【住民異動届】

届出人…**本人または世帯主**（※別世帯の方が届出をする場合は、本人が署名・押印した**委任状**が必要です。）

届出の種類	届出期間	手続きに必要なもの
転出届 (町内→町外)	新住所に移る前又は、 転出後14日以内	①本人確認書類 ※ 1 転出予定日と転出先の住所・新世帯主の記入が必要です。
転入届 (町外→町内)	町内に住み始めてから 14日以内	①転出証明書（前住所地で転出届の際に交付されます。） ②本人確認書類 ※ 1 転出予定日と転出先の住所・新世帯主の記入が必要です。
転居届 (町内)	転居した日から 14日以内	①本人確認書類 ※ 1 転出予定日と転出先の住所・新世帯主の記入が必要です。

◎ 窓口では本人確認にご協力をお願いいたします！

最近、第三者が本人になりすまして虚偽の届出や各種証明書を不正に受け取り、悪用する事件が全国的に発生しており社会問題となっております。

このことから、窓口では、本人確認書類のご提示をお願いしています。

※1 本人確認書類・・・運転免許証、写真付き住基カードなど

（官公署が発行した免許証などで、本人の写真が添付され、有効期限内のもの）

◎ 住民票への方書（かたがき）記載のお願い

団地やアパート等にお住まいの方の住民票に、方書（建物名・部屋番号等）の記載をお願いしています。方書がないと、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番表示だけでは郵便物が正確にお届けできない等の問題が生じることがあります。

転入や転居の転出を行う際は、方書を含めて届出をしてくださいますようお願いいたします。

印鑑証明について

《代理の印鑑証明書の取得について》

やむを得ない理由で本人が窓口にお越しになれない場合は、代理で印鑑証明書の交付を受けることができます。その場合は、**本人の署名と登録印の捺印がある委任状（代理権授与通知書）が必要です。**

委任状の用紙は、町民課窓口か別府支所、または西ノ島町ホームページから取得できます。

委任状がない場合は、本人以外の家族（夫や妻、子など）が登録印を持参いただいても、印鑑証明書を発行することができません。

《代理の印鑑登録について》

代理の印鑑登録は、印鑑登録をする本人が、来庁できないやむを得ない理由がある場合に限りです。

この場合、代理人に2回以上窓口にお越しいただくため、申請から登録までに日数がかかります。

（登録者本人が来庁し、本人確認ができた場合に限り、申請当日に印鑑登録をすることができます。）

代理で印鑑登録をするためには、『保証人の署名・捺印がある申請書』や『本人からの委任状』など、必要なものが複数あります。詳しい登録方法については、西ノ島町のホームページをご覧ください。か、町民課戸籍係（6）0103へお問い合わせください。